平成２９年（フ）第１６５号
新潟県長岡市中沢３丁目566番地２　パティイーストＢ棟217号室、前住所新潟県長岡市濁沢町515番地
債務者　星野　和也
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２８０１号
横浜市中区長者町４丁目10番地９　ベスト伊勢佐木長者町704号室
債務者　加藤　琢磨
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９号
長崎県諫早市山川町39番地４
債務者　平川　雄介
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
宮崎市大字浮田1664番地３、前住所宮崎市清水１丁目８番44号　瀬尾ハイツＢ棟２号
債務者　城戸　正行
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７９２３号
東京都八王子市上柚木２丁目63―８―204、開始決定時の住所神奈川県座間市相模が丘６丁目34―１―1308　エステ・スクエア小田急相模原　ステージⅠ
破産者　梅岡　　寛
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５４５号
東京都大田区久が原１―２―14、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区奥沢７丁目19番13号
破産者　ジャパックス株式会社
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５５号
東京都大田区大森西２丁目22―８
破産者　山田　恭弘
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７４５号
東京都板橋区舟渡３丁目19―４、開始決定時の住所東京都北区浮間３丁目19―４―410
破産者　小林真由美
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８４号
東京都荒川区町屋４丁目15番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区西日暮里１丁目50番５号
破産者　株式会社エムジェイプランニング
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８５号
東京都荒川区町屋４丁目15―18
破産者　松井由紀夫
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８６号
東京都豊島区要町２丁目12―４
破産者　山崎　忠幸
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７９１号
東京都港区六本木４丁目８番７号　六本木三河台ビル５階
破産者　アルテイシア株式会社
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８１２号
東京都千代田区平河町２丁目５番５号
破産者　株式会社花菱総合研究所
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９０１号
福岡県福岡市早良区野芥８丁目７―17、開始決定時の住所東京都台東区浅草２丁目13―７―903
破産者　大塚　武史
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０２８号
東京都板橋区前野町２丁目20番１号
破産者　プリンテージキショー株式会社
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８３号
東京都練馬区栄町３番８号　新日本パレス江古田３階
破産者　合同会社ＡＳＯＢＩ　ＣＲＥＷ
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８４号
東京都練馬区東大泉４丁目19―３　ＣＩＮＥＣＥ23・302
破産者　福田　一真
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６６７号
東京都千代田区神田神保町２丁目７番地２
破産者　リベルタ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６６８号
群馬県前橋市鼻毛石町629―９―305、開始決定時の住所東京都世田谷区若林４丁目40―20―201
破産者　蕪木　武士
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部